

(軽自動車税の税率の特例)

第二十一条の二 昭和五十八年度分及び昭和五十九年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するものの以外のもに對する第七十一の規定の適用については、同条第一号イ中「七百元」とあるのは「六百五十円」と、同号ロ中「千百元」とあるのは「千円」と、同号ハ中「千四百五十円」とあるのは「千三百円」と、同条第二号イ中「二千二百円」とあるのは「二千円」と、「二千八百五十円」とあるのは「二千六百元」と、「六千五百円」とあるのは「五千九百円」と、「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」と、同号ロ中「千四百五十円」とあるのは「千三百円」と、「四千三百円」とあるのは「三千九百円」と、同条第三号中「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」とする。

附則第二十一条の二を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第二十一条の二 昭和五十九年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するものの以外のもに對する第七十一条の規定の適用については、同条第一号イ中「千円」とあるのは「六百五十円」と、同号ロ中「千二百円」とあるのは「千円」と、同号ハ中「千六百元」とあるのは「千三百円」と、同条第二号イ中「二千四百円」とあるのは「二千円」と、「三千百円」とあるのは「二千六百元」と、「五千五百円」とあるのは「五千二百円」と、「七千二百円」とあるのは「五千九百円」と、「三千円」とあるのは「二千九百円」と、「四千円」とあるのは「三千三百円」と、同号ロ中「千六百元」とあるのは「千三百円」と、「四千七百元」とあるのは「三千九百

円」と、同条第三号中「四千円」とあるのは「三千三百円」とする。

昭和五十九年六月十二日

福生市税課徴収条例の一部を改正する条例(資料)

昭和五十九年六月十二日
本会教資料

(所得割の税率)

第三十三条の三 所得割は次の表の上欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と同表の上欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

三十万円以下の金額	百分の二
三十万円を超える金額	百分の三
四十万円を超える金額	百分の四
五十万円を超える金額	百分の五
六十万円を超える金額	百分の六
七十万円を超える金額	百分の七
八十万円を超える金額	百分の八
九十万円を超える金額	百分の九
百万円を超える金額	百分の十
百一十万円を超える金額	百分の十一
百二十万円を超える金額	百分の十二
百三十万円を超える金額	百分の十三
百四十万円を超える金額	百分の十四

(分離課税に係る所得割の税率)

第四十七条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

同右

(個人の市民税の課税標準の特例) 昭和五十九年度までの各年度分の個人の市民税 昭和四十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の個人の市民税に限り第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法中「法令の規定」とあるのは、昭和三十二年法律第二十六号) 第八条の四の規定を除く。」とする。

(個人の市民税の配当控除)

第九条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第五条第二項に規定する配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十三条の三及び第三十三条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 所得割の納税義務者の昭和四十六年から昭和五十八年までの各年の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例)

第十八条の三 昭和五十九年度から昭和五十九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得税法第二十一条第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の四月一日の属する年度以降の各年度分(同条第七項の規定により同条第一項の選択をやめた年の翌年の四月一日の属する以降の年度分を除く。)の市民税の所得割の額は、第三十二条から第三十三条の四まで、第三十三条の七、附則第八条の二及び附則第九条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 前年のみなし法人所得額(法附則第三十三条の二第一項第一号に規定するみなし法人所得額をいう。以下本条において同じ。)に百分の二十五・六(みなし法人所得額のうち、八百万円を超える部分の金額については、百分の三十六・七)を乗じて計算した金額に百分の十二・三を乗じて計算した金額
- 二 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき第三十三条から第三十三条の四まで、第三十三条の七、附則第八条の二及び附則第九条の規定により計算した市民税の所得割の額に相当する金額

- 2 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額(法附則第三十三条の二第二項第一号に規定する事業主報酬の額をいう。)を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額
 - 二 前年のみなし法人所得額の百分の七十(みなし法人所得額のうち、八百万円を超える部分の金額については、百分の五十七)に相当する金額を法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額

- 3 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第五項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の市民税の所得割の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 第一項の規定により計算した市民税の所得割の額
 - 二 前年の過大報酬額(法附則第三十三条の二第三項第二号に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。)に百分の三十(みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が八百万円を超える場合には、過大報酬額のうち、その超える部分の金額に達するまでの金額については、百分の四十二)を乗じて計算した金額に百分の十二・三を乗じて計算した金額

- 4 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十六条第一項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第一項及び第二項の規定の適用については、その者のこれらの規定に規定する前年のみなし法人所得額は、同法第二十五条の二第六項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額に上乗せとする。

(新設)

※ 昭和六十年度分及び昭和六十一年度分の個人市民税に限り、前三項の規定の適用については、
次二項次一号中「百分の二十五・六」とあるのは「百分の二十七・三」と、「百分の三十六・七」とあるのは「百分の三十七・五」と、次二項次二号中「百分の七十二」とあるのは「百分の六十八」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六」と、前項次三号中「百分の三十」とあるのは「百分の三十一」と、「百分の四十二」とあるのは「百分の四十三・三」とする。

⑤ 福総庶発第八百八十四号

昭和五十九年六月十二日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ⑥

追加議案の送付について

昭和五十九年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第四十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定める条例

二 議案第四十七号 福生市の一般職の職員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定める条例

第二回福生市議会

定

例

会会議録(第六号)

昭和五九年六月十三日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	東田	正治	君	十八番	堀川	寛	君
十五番	加藤	謹之助	君	十六番	高水	惣八	君
十三番	小野沢	久	君	十四番	仲村	清信	君
十一番	原	敏子	君	十二番	遠藤	洋一	君
九番	上野	重勝	君	十番	木村	徳藏	君
七番	井上	寅吉	君	八番	石川	保	君
五番	赤星	行人	君	六番	齋藤	巽	君
三番	村野	和一郎	君	四番	石川	泰一	君
一番	林田	武	君	二番	左原	博	君

十九番 宮沢 良一 君
 二十番 指田 保雄 君
 二十一番 田村 市郎 君
 二十二番 村尾 栄次 君
 二十三番 森田 治男 君
 二十四番 若

一 欠席議員は次のとおりである。

二十四番 関米吉 君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第二回新市市議会 会合議決(第六号)

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事 島田 幸治 君
 臨時速記事務 松矢 昭子 君
 議事 係長 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄 君
 市 役 高木 永 君
 企画財政部長 生子 国利 君
 市民部長 井上 久男 君
 建設部長 内田 和雄 君
 監査委員事務 局長事務取扱 森田 武 君
 選挙管理委員 会事務局長 篠崎 寛 君
 助 役 古谷 徳男 君
 教育 長 森田 猛 君
 総務部長 浅見 裕康 君
 福祉部長 須崎 進 君
 教育次長 八木 房雄 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第二回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 六月十三日(水) 午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 報告第一号

日程第三 報告第二号

日程第四 報告第三号

専決処分の承認を求めることについて(昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第八号))
専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
専決処分の承認を求めることについて(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

日程第五 議案第三十一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第三十二号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第三十三号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第一号)

日程第八

議案第三十四号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第九

議案第三十五号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十

議案第三十六号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十一

議案第三十七号

福生中央排水区(中央五号)S一五十九その一工事請負契約

日程第十二

議案第三十八号

西住宅地区周辺排水路(推進部)その一工事請負契約

日程第十三

議案第三十九号

西住宅地区周辺排水路(推進部)その二工事請負契約

日程第十四

議案第四十号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十五

議案第四十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十六

議案第四十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十七

議案第四十三号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十八

議案第四十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十九

議案第四十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

○ 事を進めますので、よろしく願います。

○ 議長（田村市郎君） これより日程に入ります。

日程第一 初日に引き続き一般質問を行います。 十三番 小野沢久君。

本日（十三番）小野沢 久君登壇

○ 十三番（小野沢 久君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に依りまして廃乾電池対策、コンピュータの導入について一般質問をさせていただきます。

まず、廃乾電池対策についてでございますが、水銀電池に代表される有害ごみによる水銀汚染が大きな問題としてマスコミに取り上げられております。年間にわけて国で使用される水銀の量は、約二百三十トンとも言われております。その約五〇％が電池関係であり、二五％が薬品、その次が計量機器、そして蛍光灯などの電機器具となっております。ほとんどの乾電池には、多かれ少なかれ水銀が使われていると聞いております。これ

○ 市

ら有害ごみが一般廃棄物とともに焼却されますと、大気中に水銀をまき散らし、土に埋めれば土中を汚染し、業者に処理を委託すれば大変な費用がかかるという大変厄介なものであると聞いております。

早くから分別収集に取り組んでいた所田市では、埋め立て地の土中より非常に高い濃度の水銀が検出され、あつてはならない水俣病の原因としても言われているメチル水銀も検出されたと聞いております。

当市においても、三月より有害ごみの分別収集を実施しておりますが、その最終処理はどのようにするのか。

また、不燃ごみの最終処分地の調査を行っているのかどうか。

また、PRについても、もっと積極的に取り組んだらと思うが、どう考えるか。

次に、コンピュータの導入につきましては、五十七年の十二月の定例議会でも質問をいたしておりますが、その後、OAの普及にはやや早過ぎると思われ、そのフームであります。厳しい財政は今後も続くものと思われ、自治体にも経営的感覚、経営的技術をどんどん取り入

れていかなくはならないと思います。従来の委託によるバック処理はそれなりの成果を上げているものと思いますが、一方、年々増加する電算処理関係の委託料についても、検討するところであります。

市長は、かねがね市民サービスということを強く言っておりますが、窓口業務を見ても、住民登録などについては、数分で登録と同時に証明書が発行できるといったスピードアップも、市民に対するサービスであります。また、内部事務処理にいたしましても、計算、文書の作成、データの整理等々が瞬時にこなせるわけであり、事務の省力化ができて、行政水準の向上並みに行政サービスの高度化が図れるわけであります。それらを踏まえまして、研究会があるという答弁をいただいておりますので、その経過と導入見通しについてどうなっているのか、以上を質問させていただきます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。第一点目の廃乾電池対策についてでございます。

水銀による環境汚染が問題となっております。使用済み乾電池等の有害ごみの収集処分につきましては、全国的な規模でその対策に取り組まざるを得ない状況になっております。このような中で、多摩地区の各市町村の現状は、主に分別収集等の方法をもって収集を行っている現状でございますが、これらの使用済み乾電池の処分につきましては、一、二の市町を除いて処分方法に苦慮しておりまして、現状では、保管したままの状態でございます。

そこで、当市につきましても御質問の最終処分につきましては、考え方につきましては、現在、三多摩地域廃棄物広域処分組合で、各市町の有害ごみに関する調査を行い、近々、最終処分対策の検討に入るところでございますので、結論が出るまでいまして、時間をいただきたいと思っております。したがって、市単独での処分方法は、経費面等のこともあり、現段階では考えを持っておりません。

次に、埋め立て地の調査につきましては、現在使用しておりますサイクルセンター内の最終処分地につきましては、四ヶ所に井戸を掘り、